

NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

平成21年賃金引上げ等の実態に関する調査結果の概況

～平成21年12月14日 厚生労働省発表～

企業規模、賃金カット等の実施状況別企業割合（複数回答）

（単位 %）

年、企業規模	賃金カット等を実施 又は予定している 企業 ^{1) 2)}		賃金カットを 行った・行う	賃金の改定		諸手当の 減額を 行った・ 行う
				賃金の改定 と同時期に 決めた	賃金の改定 と別時期に 決めた	
平成21年 計	{30.9}	100.0	81.6	48.2	33.4	23.2
5,000人以上	{28.6}	100.0	88.9	32.2	56.7	14.8
1,000～4,999人	{31.3}	100.0	90.4	39.2	51.1	13.6
300～999人	{31.9}	100.0	83.5	37.3	46.2	19.4
100～299人	{30.5}	100.0	79.9	53.0	26.9	25.5
平成20年 計	{ 9.3}	100.0	81.8	69.3	12.4	32.6
5,000人以上	{ 2.5}	100.0	100.0	24.4	75.6	75.6
1,000～4,999人	{ 4.8}	100.0	92.4	39.8	52.6	23.0
300～999人	{ 8.9}	100.0	94.4	83.4	11.1	12.1
100～299人	{10.0}	100.0	77.4	66.7	10.7	39.0

注:1) 賃金カット等を実施又は予定している企業とは、賃金カット又は諸手当の減額の一方又は双方を実施又は予定している企業である。

2) []内は、賃金の改定を実施又は予定して額も決定している企業に占める賃金カット等を実施又は予定している企業の割合である。なお、賃金カット等を実施又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業(予定を含む)と引き下げた企業(予定を含む)を含んでいる。

* 賃金カットとは賃金表等を変えずに、ある一定の期間につき一時的に賃金を減額する場合をいい、役員報酬のカットを含まない。

* 調査対象は、日本標準産業分類(平成19年11月改定)による15大産業に属する会社組織の民間企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから産業別及び企業規模別に抽出した3,493企業。今般とりまとめは常用労働者100人以上の企業について集計したもの。

* この調査の概要、賃金改定の実施状況、改定額および改定率等はこちらでご覧いただけます。

厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/09/index.html>